

## はしがき

本書は、アジア経済研究所経済協力調査事業の一環として、平成9年度に実施した「東アジアの経済発展と法制度」に関する研究会の成果をとりまとめたものである。本書は先行研究にあたる平成7年度実施の「アジアの経済発展と法制度」研究会の研究枠組みを基本的に継承するもので、その成果である作本直行編『アジア諸国の憲法制度』（アジア経済研究所、1997年）の姉妹編とも言うべきものである。前者が東南アジア諸国を検討の対象としたのに対して、本書では東アジア諸国・地域を対象とし研究を発展させた。対象国・地域は、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、モンゴル、中国、香港、マカオおよび台湾である。

東アジアは世界に類をみない地域となっている。ほかの分断国家が統一を果たすなか、この地域にはなお複数の分断国家が事実上存在する。軍事的対峙を含め、同一の民族が国境を隔てて異なる国家として発展してきたこれらの国においては特殊な緊張関係が存在し、憲法を頂点とする法体系全体に影響を与えているものと考えられる。また、社会主義対資本主義の構図も今なお現存する。

さらに、この地域にはいまだに植民地が残っており、そこでは被植民地化によって宗主国の影響を受け、本体とは異なる法体系が形成されてきた。香港はイギリスの植民地として、またマカオはポルトガルの植民地として、それぞれの宗主国の植民地政策に基づき、本国の法制度が基本的に導入され発展を遂げてきたとえいる。また、1997年7月には香港がイギリスから中国の主権に再び返還され、このこと自体世紀の大事件であるが、これにより今度

は「一国二制度」という前代未聞の国家体制が新たに実現することになった。

これらの分断国家または植民地は、ある時点までは一つの国家として存在し、統一した憲法制度下にあった。したがって、分断や被植民地化の時点までの法の継受や慣習などは共有されているはずであるが、その後の国家体制はそれぞれの国・地域によって大きく異なっているため、双方においてどのように法が継受され、憲法制度が形成されていったか知ることは興味深いところである。

経済体制の側面からみても東アジアはユニークである。この地域はアジア NIES として急速な経済発展を成し遂げてきた国・地域を擁する一方、他方では新たに市場経済システムを導入し、先行国を範として後を追う国をかかえている。前者は産業構造の高度化に向けた新たな対応を必要とするとともに、中間層の形成に伴い民主化の要請に直面している。一方、後者は対外開放および市場経済化に向けた法整備を急速に進めており、体制転換を伴う大きな変革の最中にある。このように経済発展段階または国際情勢の変化に伴い、東アジア諸国はそれぞれ個別分野を規制する法律の制定・改廃を促されただけでなく、憲法を含む基本的な法制度自体の変動をもたらされてきた。

以上のような関心に立って、東アジア諸国の憲法制度を念頭におきつつ、その統治構造を中心にまとめたのが本書である。平成7年度の研究会にならない、本作業を進めるにあたっては次の点に留意した。憲法議論の場合には、社会実態と法の理念との間には大きなズレが予想され、このこと自体を研究することも非常に重要であるが、本書ではむしろ現行憲法の条文が何を規定しているかを整理した上で、各国がかかえる固有の問題点を浮かび上がらせることを課題とした。

そこで本書では統治構造を中心とした憲法の基本構造を明らかにすることを目的に、実定憲法を基本的に参照し、記述する方式を原則的に採用している。また、利用者が各国・地域の憲法制度を全体的に鳥瞰できるように、各国・地域について横断的に共通の調査項目を設定して研究を行った。具体的には、法制史、立法、行政、司法などについてである。なお、各章の扉部分

の地図は『アジア動向年報1998』（アジア経済研究所）を参照している。

不断に発展を遂げるこの地域では、憲法を含む法制度の変動も激しく、不安定ななかでの執筆となった。原稿執筆時点は1998年3月であるが、そのために加筆訂正を加えた場合がある。特に、朝鮮民主主義人民共和国については研究会終了後、本書編集集中に憲法が改正されるなどの根本的な変化があったので補論をもって補足させていただいた。

最後に、アジア法の研究に関心をもち、刻々と変動する憲法制度の執筆について快くお引き受けいただいた委員各氏に対して深く感謝申し上げたい。また、本報告書を作成するにあたり、内外の多くの識者から貴重な意見および情報の提供を受けてきた。この場を借りて、これらの方々に深く謝意を表したい。

なお、大変残念なことに本書出版直前に矢谷通朗委員が急逝され、本書の論文が遺稿となりました。故矢谷委員はラテンアメリカ法研究を専門とされ、その発展に貢献されてきました。心よりご冥福をお祈りいたします。

本研究会の参加者は以下のとおりである。

- 主 査：大<sup>おお</sup>村<sup>むら</sup>泰<sup>やす</sup>樹<sup>き</sup>（中央学院大学法学部教授）
- 幹 事：小<sup>こ</sup>林<sup>ばやし</sup>昌<sup>まさ</sup>之<sup>ゆき</sup>（アジア経済研究所経済協力研究部）
- 委 員：大<sup>おお</sup>内<sup>うち</sup>憲<sup>のり</sup>昭<sup>あき</sup>（関東学院大学文学部教授）
- 田<sup>た</sup>幸<sup>こう</sup>大<sup>だい</sup>輔<sup>すけ</sup>（中国社会科学院日本研究所特別研究員）
- 福<sup>ふく</sup>山<sup>やま</sup>達<sup>たつ</sup>夫<sup>お</sup>（関東学院大学法学部教授）
- 蓑<sup>みの</sup>輪<sup>わ</sup>靖<sup>やす</sup>博<sup>ひろ</sup>（九州産業大学商学部助教授）
- 矢<sup>や</sup>谷<sup>たに</sup>通<sup>みち</sup>朗<sup>ろう</sup>（アジア経済研究所研究企画部研究事業開発課）
- オブザーバー：石<sup>いし</sup>田<sup>だ</sup>暁<sup>あき</sup>恵<sup>え</sup>（アジア経済研究所経済協力研究部）
- 佐<sup>さ</sup>藤<sup>とう</sup> 創<sup>はじめ</sup>（アジア経済研究所経済協力研究部）

1998年12月

編 者